

第78号議案

蒲郡市印鑑条例の一部改正について

蒲郡市印鑑条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和2年9月4日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市印鑑条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市印鑑条例の一部を改正する条例

蒲郡市印鑑条例(昭和49年蒲郡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第10条第3号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。